2019 Mar.

相続法改正が事業承継、債権管理・回収等の実務に与える影響と留意点②



第1 はじめに

本ニュースレターの第3号(2018年9月号)の拙著にて、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「改正民法」といい、改正前の民法を以下「現行民法」といいます。)が成立したことをご案内しました。その後、改正民法が基本的に2019年7月1日から施行されることも決まり(一部、自筆証書遺言の方式の緩和に関しては、既に施行されています。)、いよいよ、相続法の抜本的な改正の施行が近づいております。

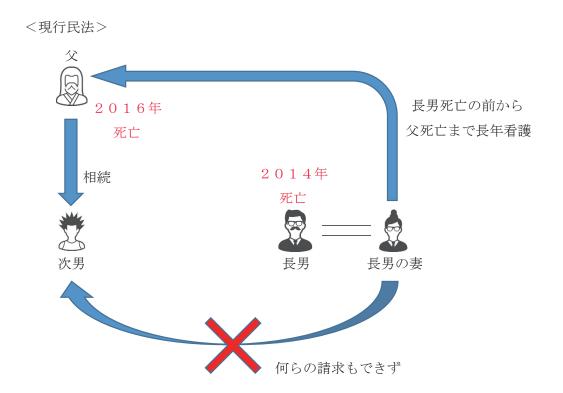
本稿は、連載の2回目ということで、債権管理の場面と、遺産たる預貯金を預かる金融機関の預貯金管理の場面にまつわる改正点について紹介します。

第2 債権管理にまつわる改正点

~特別寄与料制度の創設~

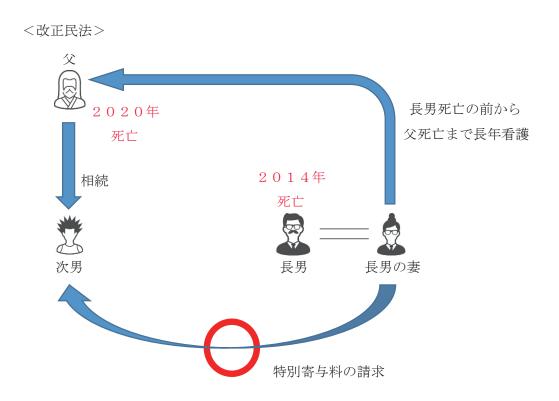
1 現行民法での規律

現行民法では、寄与分は相続人にのみ認められているため、例えば、法定相続人の妻が、被相続人である夫の父の療養看護に努め、被相続人の財産の維持又は増加に寄与した場合(療養看護を外注した場合に要する費用が節減されることとなり、特に長年にわたり療養看護をした場合には、被相続人の財産の維持又は増加に寄与したと認められる場合も多々あると考えられます。)であっても、遺産分割手続において、相続人でない妻が寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産の分配を請求したりすることはできませんでした。



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2019 Mar.



2 特別寄与料制度の創設

そこで、改正民法は、そのような相続人以外の者の貢献を評価するため、①被相続人の親族が、②無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、③被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合には、当該親族は相続人に対し、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額の範囲内で、特別寄与料を請求することができることになりました。

3 債権管理上の留意点

被相続人に対して債権を有する債権者の立場からすると、 被相続人が死亡した場合に、現行民法下であれば、相続人 は資産と共に負債も承継するため、相続発生前後で与信状 況は変わらないと考えられます。しかし、改正民法下では、特 別寄与料という、被相続人の負っていなかった新たな負債を 相続人が負うリスクが生じることになります。債権者として、生 前の債務者(被相続人)を誰が療養看護しているかといった 情報を得ることは困難ではあるものの、相続人の与信を判断 するに当たって、この観点を忘れると、後で思わぬ落とし穴に 嵌まるリスクを孕むことになります。

また、上記のとおり、特別寄与料の請求権は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額の範囲内でしか認められません。この「財産」というのは、被相続人の有していた資産と負債の差額をいいますが、特に被相続人の負っていた負債が連帯保証債務などの顕在化していない債務の場合には、相続人が連帯保証債務の存在に気付かずに特別寄与者と特別寄与料の協議を行い、あるいは家庭裁判所の処分が連帯保証債務を考慮せずになされる結果、相続人が過剰な特別寄与料債務を考慮せずになされる結果、相続人が過剰な特別寄与料債務を負担してしまう可能性も否定できません。この点は、第一義的には相続人が注意をすべきポイントでしょうが、債権者(特に金融機関)の与信管理としても、特別寄与料決定時に連帯保証債務が考慮されるよう、対応すべきといえます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2019 Mar.

第3 預貯金管理にまつわる改正点 ~預貯金の一部仮払い制度の創設~

1 現行民法での規律

預貯金債権については、これが遺産分割の対象となる旨の 最高裁大法廷決定(平成28年12月19日)がなされたことに より、相続人は、遺産分割を経なければ、単独で被相続人の 有していた預貯金を引き出すことができなくなりました。

かかる判決により、相続人は、急場の葬儀費用や、被相続 人の財産に生活を依存していた者の生活費、被相続人の負 担していた債務を支弁しようとする場合等に、被相続人の預 貯金を使うことができず、資金繰りに難渋する場面が懸念さ れております(家事事件手続法に要件の厳しい仮処分制度 はありますが、実務的には機能しておりませんでした。)。

2 預貯金の一部仮払い制度の創設

そこで、改正民法においては、①相続人が申立てをし、家庭裁判所が必要と認めた額、あるいは、②家庭裁判所の判断を経ずとも、各口座の、相続開始時の預貯金の額の3分の1に、請求する相続人の法定相続割合を乗じた額(上限150

万円'まで)については、それぞれ他の共同相続人の同意がなくても、相続人単独で払い戻しをすることができる制度(預貯金の一部仮払い制度)が創設されることになりました。

3 預貯金を預かる金融機関としての留意事項

かかる制度の導入により、預貯金を預かる金融機関としては、窓口において、特に家庭裁判所の判断を経ない仮払い制度に対応できる体制をとっておかなければなりません(この点は、多くの金融機関において実務的な研修やマニュアル策定等が進んでいるようです。)。体制が不備であるがために、一部仮払い制度を案内せずに、不足資金を融資するようなことがあると、後日、その営業手法が問題視される可能性も否定できないところです。

派生的な問題点としては、被相続人に対して、相殺適状にある(あるいは相殺適状にできる) 反対債権がある場合に、金融機関としてどう対処するかという点です。この点は、顧客毎の政策的な判断を要する事項かとは思いますが、仮払いに時間を要するのは不適切であるため、一定のマニュアルを備えておくべき事項の一つといえるでしょう。

1:民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令